

川崎市港湾局土木工事等の情報共有システム利用工事特記仕様書

【発注者指定型】

- 1 本工事は、建設事業における受発注者の生産性向上、工事目的物の品質確保を目的として実施する「川崎市港湾局土木工事等の情報共有システム利用工事」【発注者指定型】の対象工事である。
- 2 情報共有システムの利用にあたっては、『川崎市港湾局土木工事等の情報共有システム実施ガイドライン』に基づき行うものとする。
- 3 『川崎市港湾局土木工事等の情報共有システム実施ガイドライン』に記載のない事項については、受発注者間の協議によるものとする。